

高度実践看護師教育課程審査に関する Q & A

目次

- 【1. 申請の時期について】： Q 1～Q 6 2 ページ
 - 【2. シラバスについて】： Q 1～Q 3 4 ページ
 - 【3. 照合表について】： Q 1～Q 2 4 ページ
 - 【4. 経歴について】： Q 1～Q 4 5 ページ
 - 【5. 審査料について】： Q 1～Q 3 6 ページ
 - 【6. その他】： Q 1～Q 9 7 ページ
- ・ 別紙①
 - ・ 別紙②
 - ・ 別紙③
 - ・ 別紙④
 - ・ 別紙⑤-1
 - ・ 別紙⑤-2
 - ・ 別紙⑥-1
 - ・ 別紙⑥-2

【申請の時期について】

Q 1 : 26 単位の申請を考えています。いつまで受け付けてもらえますか。

A 1 : 26 単位の新規申請募集は平成 26 年度で終了し、平成 27 年度で再申請募集を終了しました。

更新及び科目の追加・科目内容・科目単位の変更は平成 31 年度申請(2019 年 7 月の申請)まで可能ですが、認定された場合の有効期間は 2021 年 3 月までとなります。

※別紙①を参照ください。

Q 2 : 26 単位を申請すると、認定期間はどうなりますか。

A 2 : 更新申請は、申請した翌年から認定されます。

(例②) 平成 29 年度に 26 単位を更新申請した場合、

認定期間は平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月まで (2021 年 3 月まで)

Q 3 : 現在、26 単位の認定を受けておりますが、今後 38 単位への移行を検討しています。各専攻科目によって、認定年度が異なり、有効期間が異なっています。その場合、まとめて申請するべきでしょうか。

A 3 : 専攻教育課程ごとに認定をしておりますので、それぞれの有効期間で申請して頂ければ良いです。

Q 4 : 26 単位の教育課程は、平成 32 年度(2021 年 3 月)で修了になりますが、平成 32 年 4 月に入学した大学院生(3 年コースの場合、平成 31 年 4 月入学者を含む)は、26 単位の教育課程修了生として認定試験を受けることは可能でしょうか。

A 4 : できます。平成 32 年度入学生(3 年コースの場合、平成 31 年度入学を含む)は、入学した年度の教育課程が修了時まで保証されますので、受験可能です。

ただし、日本看護協会の認定試験において、26 単位の教育課程を修了した者が受験できるのは、平成 35 年度(2023 年度)までとなります。

(平成 35 年度という設定は、平成 32 年度(2020 年 4 月)の入学者のうち 3 年コースの 26 単位修了者が受験することを想定し、26 単位の教育課程修了後、3 年間を移行期間として定められたものです。)

平成 35 年度(2023 年度)までに修了生が受験を終えられるよう、38 単位教育課程への移行のタイミング及び、学生への周知をお願いいたします。

※別紙②を参照ください。

Q 5 : 26 単位の申請には、2 年次学生が在籍しているのが条件でしたが、38・46 単位の申請は、いつ行えばよいでしょうか。

A 5 : 26 単位の申請には、2 年次学生が在籍しているのが条件でしたが、38 単位・46 単位の申請では、条件となっていません。

38 単位・46 単位の申請年度については、以下のとおりです。

- 1) 大学院の認可を受けていることが申請の要件となります。
 - 2) 専攻教育課程の開設を希望する年度の前年度に申請してください。
〔但し、新設大学院を除く。以下3)を参照〕
 - 3) 新設大学院において、同時に高度実践看護師教育課程として開設を希望する場合は、大学院を開設した年度に専攻教育課程を申請してください。
 - 4) 再申請の場合
* 専攻教育課程の審査において認定されなかった場合は、いずれの場合でも、再度、専攻教育課程の開設を希望する年度の前年度に申請してください。
 - 5) 有効期間
上記2) 3) いずれの場合でも、専攻教育課程開設年度から10年間は認定の有効期間となります。
また、申請する年度に、すでに学生が在籍している場合、上記2) 4) については、申請した年度の翌年4月からの課程認定になりますので、認定年度以前に在籍していた学生については、単位取得後に個人認定を受ける手続きが必要になります。
上記3) の新設大学院においては、開設1年目に申請が行われ教育機関として認定された場合、1年目に1年次学生として在学していた院生に限り、機関認定とすることができます。
- * 申請に際しては、高度実践看護師教育課程認定委員会で事前相談を行っていただきますので、お問い合わせください。特に、大学院開設と同時に高度実践看護師教育課程の開設を希望する場合は、大学院の認可申請の準備をする際に、上記委員会にも同時にご相談ください。その場合は、余裕を持ってお問い合わせください。

Q6 : 現在認定を受けていますが、カリキュラムに科目の追加がある場合、追加の申請は、いつ申請したら良いでしょうか。

A6 : 科目を追加した年度又は前年度に申請してください。
追加の場合、申請年度（前年度申請の場合は翌年4月）から元の有効期限までが認定期間となります。

（がん看護の元の認定期間が平成30年3月までだとすると、追加申請したがん看護専門分野科目も、同じく平成30年3月になります。）

【シラバスについて】

Q 1 : シラバスの提出方法についてですが、冊子体は必要でしょうか。

A 1 : シラバス冊子体があれば冊子体を提出し、Webで公開されている場合は、高度実践看護師の教育課程である旨の明示箇所、1 単位・1 コマの時間数の書かれた学則案、履修規定案、内規案、教育課程案当、および、申請する共通科目、専攻教育課程それぞれの該当する箇所をプリントアウトして、ファイル等に綴じてご提出ください。

Q 2 : 38・46 単位の新規申請の場合、申請期間（7 月）には、来年度のシラバスはできていません。現行（今年度）のシラバスでは駄目でしょうか。

A 2 : シラバスについては、審査対象科目の具体的な教育内容を含んでいることが求められます。新規申請する科目の内容を書いたシラバス（案）が必要です。その他に、高度実践看護師の教育課程である旨の明記箇所、1 単位・1 コマの時間数が明記された学則（案）、履修規定（案）が必要ですので、まとめてご提出ください。対象は、大学院看護学研究科に関するものです。

※26 単位の更新申請の場合は、現行のシラバスを提出します。

Q 3 : Web 版のシラバスは、文字数が限られているため概要しか掲載できません。どのようなしたら良いでしょうか。

A 3 : シラバスに具体的な教育内容を記載できない場合には、具体的な教育内容が分かる授業計画や資料等を添付してください。

【照合表について】

Q 1 : 再申請や科目の追加、内容の変更申請をする上で、照合表の書き方が良く分かりません。

A 1 : 前回認定された科目や単位がある場合には、書き方に注意が必要です。詳しくは、照合表の書き方（別紙③）を参照ください。

Q 2 : 再申請の場合、前回認定されなかったものだけを申請すれば良いのでしょうか。

A 2 : いいえ。照合表は、前回認定されたものと、今回審査を受ける科目全体を記入してください。新規申請に準じて書類を準備してください。
また、前回認定された単位（2 年間有効）がありましたら、ご記入ください。（別紙③参照）
また、もし既に認められた科目の内容に変更があった場合は、変更の説明書き（様式 12-1 又は 12-2）が必要です。

【経歴について】

Q 1 : 経歴書の書式は、様式 14-1 や 14-2 で提出しなければいけないでしょうか。他の様式で提出しても良いでしょうか。

A 1 : 他の様式でも問題ございませんが、様式 14-1 や 14-2 に書かれている内容が必要です。下記、Q 4 もご参照ください。

Q 2 : 単位認定者が変更になった場合、変更届けは必要でしょうか。

A 2 : 科目の追加、科目内容・科目単位の変更が無いのであれば、届け出の必要はありません。更新申請の際に届け出てください。

Q 3 : 同一の教員が複数の授業を担当する場合、授業毎に経歴書を添付したほうが良いのでしょうか。また実習担当者についても同様でしょうか。

A 3 : 経歴書は、各ファイル（別紙⑤-1、⑤-2）1人1部ずつで結構です。ただし、どの科目にどの担当者が該当するのか、シラバス等に明記してください。又、実習担当者についても同様に明記してください。科目の担当者は、該当科目内容に関する業績を有する必要があります。シラバスに名前があるのに、経歴書が無い場合や、経歴書があるのに、どの科目を担当するのかが分からないというケースがありますので、ご注意ください。

Q 4 : 科目担当者の経歴（様式 14-1）には、研究概要の記載は必要ですか。また、業績が多い時には全て書く必要がありますか。

A 4 : 様式 14-1 は、月日と事項の2つの欄のみですので、事項の欄に通常の文献リストのように著者、論文題目、掲載紙等の情報を書きいただければ、研究概要は不要です。また、科目を担当できる教育・研究業績を有するかを審査するためのものですので、業績の多い方は、全てをお書きいただかなくても、担当する科目に関連する研究業績のみで結構です。該当科目に関する業績を2ページ以内、複数科目を担当する場合には担当科目すべての関連業績を含め4ページ以内にまとめてご提出ください。

【審査料について】

Q 1 : 審査料は、いつ振り込めば良いでしょうか。

A 1 : 審査料は、7/31 までに振込みをしていただき、申請書類と一緒に振込みの控えを添えて神田事務局まで送付してください。

審査料の請求書発行が必要な場合には、神田事務局までご連絡ください。

Q 2 : 26 単位の共通科目の更新と 38・46 単位の共通科目の新規申請をする場合、審査料はどのようになりますか。

A 2 : 26 単位と 38・46 単位の共通科目は、それぞれ審査料が必要です。

審査料の一例ですが、下記のとおりです。

(例①) 26 単位の共通科目と専攻教育課程のがん看護 (26 単位) の有効期限が同時に切れるので、26 単位で更新申請。さらに 38 単位共通科目と専攻教育課程の精神看護を新規申請の場合。

《審査料》

26 単位更新

共通科目 108,000 円 (税込)

がん看護 108,000 円 (税込)

38 単位新規

共通科目 108,000 円 (税込)

精神看護 108,000 円 (税込)

合計 432,000 円 (税込)

※26 単位の更新で、専攻教育課程毎に申請時期が異なるため、共通科目とそれぞれの専攻教育課程の有効期限が異なる場合もあります。

有効期限内であれば、共通と専攻教育課程を同時に更新する必要はありません。

Q 3 : 申請取り消しをした場合、審査料は戻ってきますか。

A 3 : 審査前に取り消しがあつた場合は、『審査料の返金依頼』(別紙④)を下記の JANPU 事務局に郵送いただければ、返金いたします。

一般社団法人 日本看護系協議会 神田事務局

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-5 大沢ビル 6 階

TEL:03-6206-9451/ FAX:03-6206-9452/ E-mail:office@janpu.or.jp

【その他】

Q 1 : 申請の内容について、事前相談はできますか。

A 1 : 不明な点がありましたら、高度実践看護師教育課程認定委員会事務局または、各専門分科会委員長にメールでご相談ください。
その際、すぐに対応できないこともありますので、時間にゆとりをもってご相談ください。

高度実践教育課程認定委員会事務局の連絡先（本会 HP に記載）
<http://janpu.or.jp/activities/committee/point/>

Q 2 : e-learning とは、こういった授業形態のことを指していますか。

A 2 : e-learning とは、すでにどこかのデータベースに格納された授業を引き出して聴講する一方的な知識提供が主体の授業を指します。
テレビ会議システムは、その場で授業を受けているのと同じで、双方向にやり取りができますので、通常の授業と同じ扱いとを考えます。
また、e-learning は、全体のコマ数のうち、1/2 までとします。

Q 3 : 申請書類のファイルの表紙と背表紙の書き方はどのように記入すれば良いですか。

A 3 : 記入例として、別紙④を参照ください。

Q 4 : 高度実践看護師の教育課程である旨について明記されている箇所に、マーキングと付箋は、両方必要ですか。

A 4 : はい、学則や履修規定等において、高度実践看護師の教育課程である旨について明記されている箇所には、マーキングと付箋の両方をしてください。

Q 5 : 名称変更も申請が必要でしょうか。申請時期はいつですか。

A 5 : 届出が必要です。他の申請時期と同じ期間受け付けます。
平成 29 年度は、平成 29 年 7 月 1 日（土）～7 月 31 日（月）が受付期間です。

Q 6 : 実習施設が変更になる場合、届け出が必要でしょうか。

A 6 : 実習方法や内容・単位の変更がなければ届け出の必要はありません。更新申請の際に修正した書類を提出して下さい。ただし、実習方法や内容・単位の変更を伴う場合には、科目内容・単位の変更届けが必要です。

Q 7 : 申請書の『教育課程コース名』や照合表の『大学院の該当科目』は、専門看護師ではなく、高度実践看護師に変更したほうが良いのでしょうか。

A 7 : 大学の状況に合わせて、教育課程名を従来どおり専門看護師教育課程としたままでも、高度実践看護師教育課程と修正しても、どちらの表記でも問題ありません。照合表の「大学院の該当科目」に関しても同様です。
よって、既に認定されている教育課程名称・科目名を変更する必要はありません。

ん。

ただし、名称変更をされる場合は、「大学・研究科・教育課程・コース・科目名称に関する変更届け出書」をご提出ください。

平成 27 年度以降、認定証（様式 4）の表記は、高度実践看護師教育課程（専門看護師）または高度実践看護師教育課程（ナースプラクティショナー）となります。

Q 8 : 共通科目 B 審査基準フィジカルアセスメントの審査基準について、「複雑な健康問題をもった対象の身体状況について系統的に全身を診査し、臨床看護判断を行うために必要な知識と技術について教授する科目が設けられていること」とありますが、この「系統的に全身を診査」とは、どのような内容が含まれるのでしょうか。

A 8 : 特定の部位や器官に偏った内容ではなく、呼吸器系、循環器系、中枢神経系、泌尿器系、筋骨格系など、系統的に全身を診査する内容としてください。

Q 9 : 複数の分野責任者を兼ねることはできますか？

A 9 : 専攻教育課程に関する審査規準の教員の要件にありますように、分野の責任者は、当該教育課程の置かれる大学院に所属する教育・研究業績を有する看護教員であり、複数の分野の責任者を兼ねることはできません。

【個人認定に関する問い合わせ】

高度実践看護師教育課程認定委員会は、大学院教育を審査する委員会です。
個人認定や資格試験に関することは、日本看護協会へお問い合わせください。

E-mail: cns@nurse.or.jp

HP: <http://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/cns>